

神奈川 小売業^{プラス} + Safe 協議会設置要綱

1 設置趣旨・目的

休業4日以上¹の労働災害による死傷者数は、第三次産業を中心に増加傾向にあり、事故の型別でみると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、全体の約4割という状況にあるなど、労働者の作業行動を起因とする労働災害（以下「行動災害」という。）の増加が課題となっている。

また、転倒災害では約半数が骨折などを伴う休業1か月以上の災害であり、中には後遺症を伴う重篤な災害も発生している。

その影響は企業における経営活動にも多分に影響を及ぼしている可能性があることから、その対策は喫緊の課題であり、必要な対策を講じ、着実に減少傾向に転じさせる必要がある。

死傷者数を減少に転じさせるためには、増加する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけでなく、働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって対策を講じることが必要である。

本協議会は、構成員の安全衛生に対する意識啓発と自主的な安全衛生活動の促進を図るとともに、管内の安全衛生に対する機運醸成を推進することを目的とする。

2 実施事項

- (1) 構成員の取組に関する情報交換
- (2) 行動災害をはじめとした労働災害防止対策や健康づくりなどの専門家による講演
- (3) 構成員の取組目標等を定めた協定の締結
- (4) 構成員相互間又は異業種等の現場視察、パトロール等の実施
- (5) 行動災害をはじめとした労働災害防止にかかる啓発資料等の作成
- (6) 厚生労働省が設置したコンソーシアムへの参加・アワードへの応募
- (7) 協議会で検討した労働災害防止対策の試行及びその結果の評価

3 構成員

- (1) この協議会の構成員は、別表のとおりとする。ただし、各構成員が推薦する者がオブザーバーとして出席することを妨げない。
- (2) この協議会の入退会手続については、原則として、入会する場合は様式1、退会する場合は様式2を事務局に提出する。

4 開催頻度

半期に1度程度とする（8月及び2月を目安に開催する）。
なお、上記実施事項の推進上、臨時に開催することがある。

5 その他留意事項

- (1) この協議会の事務局は、神奈川県労働局労働基準部安全課に置く。
- (2) その他協議会の運営に必要な事項は、構成員の議論を経て決める。
- (3) この要綱は、必要に応じて改定する。

(附則)

この要綱は、令和 4 年 8 月 30 日から施行する。

令和 5 年 2 月 8 日	別表改定 (新規加入企業追加)
令和 5 年 8 月 30 日	別表改定 (新規加入団体追加)
令和 6 年 8 月 29 日	第 2 項第 2 号、第 4 号、第 5 号及び別表改定 (実施事項の一部変更及び新規加入団体追加)

別表

番号	企業・団体名	所在地	備考
1	オーケー株式会社	横浜市西区みなとみらい 6-3-6	
2	生活協同組合ユーコープ	横浜市中区桜木町 1-1-8 日石横浜ビル 22・23 階	
3	富士シティオ株式会社	横浜市中区日本大通 17 JPR 横浜日本大通ビル 7 階	
4	株式会社クリエイトエス・ディー	横浜市青葉区荏田西 2-3-2	
5	相鉄ローゼン株式会社	横浜市西区北幸 2-9-14	
6	株式会社小田原百貨店	神奈川県小田原市栄町 2- 7-8	R5.1.20 加入
7	小田急商事株式会社	神奈川県川崎市麻生区万福 寺 3-1-2	R5.1.26 加入
8	株式会社たまや	神奈川県茅ヶ崎市浜竹 1 - 6 -38	R5.1.30 加入
9	株式会社やまか	神奈川県藤沢市稲荷 520 番 地	R5.2.1 加入
10	株式会社ビック・ライズ	神奈川県横浜市青葉区荏田 北 1-5-1	R6.4.15 加入
11	ヤオマサ株式会社	神奈川県小田原市前川 183-13	R6.5.8 加入
12	J A 全農 A コープ株式会社	神奈川県横浜市泉区中田南 3-2-38	R6.6.19 加入
13	中央労働災害防止協会	東京都港区芝 5 - 35 - 2 安全衛生総合会館 6 階	
14	中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービスセンター	東京都港区芝浦 3 -7-12 シグマビル 2 階	
15	独立行政法人労働者健康安全機構 神奈川産業保健総合支援センター	横浜市神奈川区鶴屋町 3-29-1 第六安田ビル 3 階	
16	神奈川県 産業労働局労働部雇用労政課	横浜市中区日本大通 1	
17	神奈川県 健康医療局保健医療部健康増進課	横浜市中区日本大通 1	05.8.30 加入

18	横浜市 健康福祉局健康推進部健康推進課	横浜市中区本町 6-50-10	06.2.22 加入
19	神奈川労働局 労働基準部安全課	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 8 階	事務局

神奈川 小売業 ^{プラス} + Safe 協議会の入会届

休業4日以上の労働災害による死傷者数は、第三次産業を中心に増加傾向にあり、事故の型別でみると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、全体の約4割という状況にあるなど、労働者の作業行動を起因とする労働災害（以下「行動災害」という。）の増加が課題となっています。また、転倒災害では約半数が骨折などを伴う休業1か月以上の災害であり、中には後遺症を伴う重篤な災害もあり、その影響は企業における経営活動にも多分に影響を及ぼしている可能性があります。

このような死傷者数の増加傾向を減少に転じさせるためには、多発する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけでなく、働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって対策を講じることが必要であると考えております。

そのため、当局では神奈川県内に本店がある多店舗展開企業の自主的な安全衛生管理の促進を図り、もって地域企業の安全衛生に対する機運醸成を推進することを目的として、標記協議会を設立いたします。

神奈川労働局労働基準部長

上記の設立目的に賛同し、同協議会への入会を届け出いたします。

令和 年 月 日

事業場名 _____

連絡担当者氏名 _____

所属・役職 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

情報共有を円滑とするため、上記連絡担当者氏名、所属・役職、電話番号、メールアドレスは構成員間で共有いたします。不都合のある場合は、当局担当者まで連絡ください。

神奈川県労働局長 殿

神奈川県 小売業^{プラス} + Safe 協議会の退会届

標記協議会については、令和 年 月 日をもって退会いたします。

令和 年 月 日

事業場名 _____

代表者職氏名 _____